

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「本質之直視」を企業哲学と定め、モノづくりの現場から業務執行全般に至るまで、常に本質を見失うことなく事業を推進することにより、当社の企業理念である「なくてはならない器材・サービスを創出し世界の発展に貢献する」ことを追求し、社会に有用な企業であり続けたいと願っております。

この目的の達成にあたっては、経営の諸問題に関して、業務の妥当性・効率性・適法性を確保し、ステークホルダーに対する責任を果たすことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、経営の重要課題の一つであると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4 - 11】取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件

当社の取締役会は、独立社外取締役4名を含む9名で構成されています。この構成は、必要な見識、知識、経験、能力などのバランスを総合的に勘案した結果であります。

なお、監査等委員である取締役の庄村裕氏は公認会計士であり、財務・会計に関する相当程度の知識を有しており、石原昭広氏は弁護士であり、法務に関する高度な知識を有しております。

また、国際性に関しては、取締役9名中5名が海外勤務経験者であり、十分に確保されていると考えております。

取締役会の実効性についての分析・評価については、毎年外部機関を利用して実施しており、直近では、2020年3月に各取締役に対するアンケートを実施し、その分析と評価を外部機関に委託しました。

評価結果から、当社取締役会の実効性に問題はなく有効に機能していることが確認できましたが、今後更に実効性を高めるためには、以下の課題があることが分かりました。

事業計画や経営上の重要課題に関する議論の充実やその対応

ESG関連の認識共有と議論の充実

役員研修体制の充実

後継者育成計画の議論の充実

取締役会の実効性評価結果を受けて、上記課題の対処方法を取締役会で議論しております。

【原則5 - 2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、2020年8月に中期経営計画「Futaba Innovation Plan 2023」を公表し、2023年までを事業成長の促進期間（萌芽ステージ）と位置づけ、「体質の改革」、「進化と拡張」、および「投資と挑戦」を基本方針に業務に取り組んでおります。

なお、現在は将来に向けた事業成長の促進に注力していることから、資本コストを超える収益性を実現するに至っていませんが、次の発展ステージに向けて、事業ポートフォリオの見直しや設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の最適な配分についての検討を続けてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】政策保有株式

<縮減に関する方針・考え方>

当社は、電子デバイス関連および生産器材の各セグメントが幅広い製品を展開していることから、取引先との長期的・安定的な関係を構築することが、事業の円滑な推進を図り、ひいては当社の企業価値向上に資するものと考え、政策保有株式を保有しておりますが、次に示す検証の結果、保有の目的に合致しない、あるいは妥当性が認められない場合には、取引先企業と対話を行った上で縮減する方針です。

<検証の内容>

政策保有株式については、毎半期、個別銘柄毎に資本コストと実際のリターンや取引状況等を取締役会に報告し、保有を継続するか、縮減するかを総合的に検証しております。

<議決権行使の基準>

政策保有株式に係る議決権の行使については、提案された議案が株主価値を毀損するものでないか、当社との取引関係に悪影響を及ぼすものでないかを確認し、投資先企業の経営方針・戦略等を尊重した上で賛否を判断し、議決権を行使します。

なお、対象会社に重大な不正または法令違反が発生した場合は、当該事案に責任のある取締役・監査役に関する議案に対しては、慎重に判断を行ってまいります。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

取締役の競業取引および利益相反取引は基本的にやっておりませんが、その可能性の生じる場合には、取締役会規定に基づき取締役会の承認を得るとともに、取引後は、当該取引についての重要な事実を取締役に報告することとしております。

なお、当社は現在主要株主は存在していません。

【原則2 - 6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社の企業年金制度は、確定給付企業年金制度および確定拠出年金制度を併用しております。

確定給付企業年金制度は規約型であり、その積立金の運用は複数の運用機関に委託し、個別の投資先の選定や議決権行使を一任することで、

受益者と会社との間で利益相反が生じない体制としています。

また、運用機関に対するモニタリングなどの期待される機能が発揮できるよう、経理・財務および人事の専門性を有する役職員により構成される年金委員会を四半期毎に開催し、運営全般の健全性を確保しています。

なお、確定拠出年金制度では、当社の財政状況が将来の年金運用成績の影響を受けることはありません。

【原則3 - 1】情報開示の充実

(i) 経営理念、経営計画等

<企業理念>

当社の企業哲学、企業理念はコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方をご参照ください。

<経営戦略・経営計画>

当社は、2020年8月に中期経営計画「Futaba Innovation Plan 2023」を公表し、2023年までを事業成長の促進期間(萌芽ステージ)と位置づけ、「体質の改革」、「進化と拡張」、および「投資と挑戦」を基本方針に業務に取り組んでおります。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

<基本的な考え方>

当社は、「本質之直視」を企業哲学と定め、モノづくりの現場から業務執行全般に至るまで、常に本質を見失うことなく事業を推進することにより、当社の企業理念である「なくてはならない器材・サービスを創出し世界の発展に貢献する」ことを追求し、社会に有用な企業であり続けたいと願っております。

この目的の達成にあたっては、経営の諸問題に関して、業務の妥当性・効率性・適法性を確保し、ステークホルダーに対する責任を果たすことが、コーポレートガバナンスの基本であり、経営の重要課題の一つであると認識しております。

<基本方針>

1. 株主の権利・平等性の確保に努めます。
2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
3. 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主との建設的な対話に努めます。

(iii) 取締役の報酬決定に関する方針と手続

取締役の報酬は、株主の皆様への負託に応え、各事業年度の連結業績の向上および中長期的な企業価値向上へのインセンティブとするため、固定報酬(70%)に業績連動報酬(30%)を加えた構成としており、固定報酬のうち全体の7%部分と業績連動報酬のうち50%を各自自社株取得報酬として役員持株会へ拠出しています。

また、個々の報酬決定については、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会の審議を経ることで、客観性と透明性を確保しています。

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、必要な見識、知識、経験、能力などのバランスを総合的に勘案して、その職責にふさわしい者をあらかじめ独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に諮問し委員会からの答申を求めたうえで、取締役会で決定します。

監査等委員である取締役候補者は、上記に基づき、事前に指名・報酬委員会に諮問し答申を求め、さらに監査等委員会に候補者を提案し、同意を得たうえで、取締役会で決定します。

また、取締役会は、取締役の職務の執行に不正または重大な法令・定款違反があった場合、当該取締役を解任することとしており、取締役の解任に関する議案を株主総会へ提出する場合は、あらかじめ指名・報酬委員会に諮問し委員会からの答申を求めたうえで、取締役会で決定します。

(v) 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

取締役の選解任については、「株主総会招集ご通知」において当該候補者の選解任理由を説明いたします。

【補充原則4 - 1 - 1】取締役会等が意思決定すべき事項の範囲

取締役会で決議すべき事項は取締役会規定に定められており、それらは、法令に定められた事項、定款に定められた事項および経営方針や経営に関する重要な業務に関する事項から構成されております。

執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従い、業務執行にあたり、執行機能の強化を確保しております。

【補充原則4 - 1 - 3】後継者計画

現在、当社は将来の候補者になりうる人材に対しては、育成計画とそれに基づく階層的な教育を行うなど将来の経営陣幹部の育成に努めており、定期的に取締役会にて報告・議論しており、取締役会が監督する体制を整えております。

【原則4 - 9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社の「社外取締役の独立性判断基準」は以下のとおりです。

1. 当社の主要株主(総株主の議決権の10%以上の議決権を有している株主)の重要な業務執行者(取締役、監査役、執行役員または重要な使用人)でないこと。
2. 当社の主要な取引先(直近事業年度における当社との取引の支払額または受取額が、当社または取引先の連結売上高の2%超)の重要な業務執行者でないこと。
3. 当社から多額の報酬または寄付(直近事業年度において、個人は1千万円以上、法人・団体は連結売上高の1%超)を受領する弁護士、公認会計士、各種コンサルタント、教育専門家でないこと。

【補充原則4 - 10 - 1】独立した諮問委員会の活用

当社は、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役会が取締役の選任等に関する議案の株主総会への提出、または役員報酬について決定する場合は、あらかじめ指名・報酬委員会に諮問し、委員会からの答申を求めたうえで決定することとしており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っております。

【補充原則4 - 11 - 1】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方

【原則3 - 1】情報開示の充実()経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2】適切な業務遂行に向けた取締役等の兼任状況

取締役の指名にあたっては、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を確保できるよう、他の上場会社の役員の兼務状況を確認す

るとともに、毎年、事業報告および株主総会参考書類において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性についての分析・評価

取締役会の実効性についての分析・評価については、毎年外部機関を利用して実施しており、直近では、2020年3月に各取締役に対するアンケートを実施し、その分析と評価を外部機関に委託しました。

評価結果から、当社取締役会の実効性に問題はなく有効に機能していることが確認できましたが、今後更に実効性を高めるためには、以下の課題があることが分かりました。

事業計画や経営上の重要課題に関する議論の充実やその対応

ESG関連の認識共有と議論の充実

役員研修体制の充実

後継者育成計画の議論の充実

取締役会の実効性評価結果を受けて、上記課題の対処方法を取締役会で議論しております。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役に対するトレーニング

取締役に対しては、就任時にその役割・責務や法務・企業統治に関するオリエンテーションと外部研修の機会を提供しています。また、就任後も外部有識者による経営やコンプライアンスに関する講演・セミナーへの参加など必要な知識を習得する機会を提供し、その費用の支援を行っております。

社外取締役に対しては、就任時に当社の会社概況に関する十分な説明を行うとともに、工場視察を行うなど当社の事業内容を理解していただける機会を提供しております。また、就任後も会社の事業状況等の経営に関する情報を適宜提供しております。

【原則5 - 1】株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家の皆様との建設的な対話の促進に努めます。

1. 株主・投資家の皆様との対話につきましては、総務法務部・財務経理部が担当し、管掌する役員が統括します。なお、取締役への対話の申込みに対しては、面談の目的・内容等を考慮のうえ対応を検討します。

2. 対話の方法は、中間・期末の決算説明会の他、個別面談にも適宜対応します。

3. 対話の内容は、必要に応じて取締役会へフィードバックします。

4. 株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報を伝達することはいたしません。なお、当社は、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までを沈黙期間と設定し、決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることにしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,819,600	9.00
公益財団法人双葉電子記念財団	3,255,626	7.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,360,700	5.56
川崎 まり	1,866,132	4.39
株式会社千葉銀行	1,857,850	4.37
細矢 晴江	1,135,060	2.67
桜田 恵美子	1,069,774	2.52
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,064,390	2.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A / C USL NON-TREATY CEO MICHAEL O ' GRADY	673,700	1.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	633,365	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種

電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
國尾 武光	他の会社の出身者													
大村 直司	他の会社の出身者													
庄村 裕	公認会計士													
石原 昭広	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

國尾 武光		<p>國尾武光氏は、日本電気(株)の出身者であり、当社は同社と製品販売等の取引がありますが、当社および日本電気(株)の連結売上高に占める割合は各0.01%未満であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</p>	<p>大手電機メーカーにおいて、技術開発とその事業化、新事業領域の創造・育成、経営管理等の豊富な経験と幅広い見識を有しており、2019年6月からは当社社外取締役として、事業全般の発展についての有意義な意見や指摘をいただいております。</p> <p>引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にむけた経営の適切な監督と健全性確保に貢献をいただくと判断したため、社外取締役候補者となりました。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。</p>
大村 直司		該当なし	<p>大手石油製品メーカーにおいて、国内の管理・企画部門の実績と、海外現地法人の経営者および持株会社の常勤監査役としての豊富な経験に基づく幅広い見識を有しており、2019年6月からは監査等委員である取締役として、当社のモニタリング機能の強化に貢献いただいております。</p> <p>引き続き当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にむけて監督機能の強化が期待できると判断したため、監査等委員である社外取締役としました。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。</p>
庄村 裕		<p>庄村裕氏は、1997年から2007年まで当社の会計監査人である監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)に所属していましたが、会計監査等にて当社への関与はありませんでした。</p> <p>また、当社は、庄村裕氏が代表をつとめる(同)グローアップと2007年から2012年までの間にコンサルタント契約に基づく取引が随時ありましたが、当社からの報酬額は連結売上高の0.01%未満であり、当社の「社外取締役の独立性判断基準」に抵触せず、独立性は十分確保されています。</p> <p>なお、庄村裕氏は、(株)トライステージの監査役ですが、当社は、同社との取引関係はありません。</p>	<p>庄村裕氏は、公認会計士として豊富な経験と高度な見識を有しており、2019年6月からは監査等委員である取締役として独立性の高い立場から、当社の経営に対する積極的な提言・助言をいただいております。</p> <p>引き続き取締役会の構成員として取締役会の透明性の向上と監督機能をさらに強化できるものと期待されるため、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。</p>
石原 昭広		該当なし	<p>総合商社や自動車メーカーでの豊富な実務経験と、弁護士としての専門的な知見を有しており、2019年6月からは監査等委員である取締役として当社のコンプライアンス強化に関する積極的な提言をいただいております。</p> <p>引き続き当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にむけた経営の適切な監督と健全性確保に貢献いただけると判断したため、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しました。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	2	1	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、内部監査担当部門および総務法務担当部門に置くものとします。また、当該使用人の職務内容は監査等委員会との適正な意思疎通に基づき決定します。
- (b) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動については、監査等委員会と事前協議するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査等委員会は4名(うち社外取締役3名)で構成し、良識や経験、高い見識を兼ね備えた方を選任しており、取締役会をはじめ、経営会議などの重要会議に出席し、客観的な視点から、ガバナンスのあり方と運営状況を監視するとともに、取締役を含めた経営の日常活動の監視を行っています。

また、内部監査の組織は、監査等委員会直轄の内部監査部により、財務報告を含めた内部統制全般への対応をはかるとともに、グループ全体の業務管理・手続の適正化のための実地監査を定期的に行い、監視と業務改善の助言を通じて内部統制機能の強化に努めています。

なお、内部監査部は内部監査の結果を監査等委員会および会計監査人に報告するなど、緊密な連携をとっており、さらに、監査等委員会と会計監査人は定期的に又は必要に応じて意見・情報交換を行い、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化に努めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	2	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	2	1	4	0	0	社外取締役

補足説明

1. 指名・報酬委員会設置の目的

取締役の指名・報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

2. 指名・報酬委員会の役割

取締役会の諮問に応じて、以下の事項について審議し、取締役会へ答申いたします。

- (1) 取締役の選任および解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2) 代表取締役の選定および解職に関する事項
- (3) 取締役の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- (4) 各取締役の報酬に関する事項
- (5) その他、経営上の重要事項で取締役会が必要と認めた事項

【独立役員関係】

独立役員の数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

1. 制度概要

当社の取締役報酬は、株主の皆様への負託に応え、各事業年度の連結業績の向上および中長期的な企業価値向上へのインセンティブとするため、固定報酬(70%)に業績連動報酬(30%)を加えた構成となります。

また、業績連動報酬は以下の指標およびウエイトに応じて±30%の範囲で変動し、その50%を金銭報酬、残りの50%は固定報酬のうち全体の7%部分と併せて自社株取得報酬として役員持株会へ拠出します。

なお、社外取締役、監査等委員である取締役は、役員持株会の対象外としています。

2. 業績連動報酬の評価に採用する指標

- (1)連結売上高前期比 ...20%
- (2)連結付加価値額前期比 ...20%
- (3)連結純資産額前期比 ...20%
- (4)連結営業利益率 ...20%
- (5)連結自己資本利益率(ROE)...20%

3. 手続き

社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議を経ることで、客観性と透明性を確保しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告にて、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主の皆様への負託に応え、各事業年度の連結業績の向上および中長期的な企業価値向上へのインセンティブとするため、固定報酬(70%)に業績連動報酬(30%)を加えた構成としており、業績連動報酬の50%を金銭報酬、残りの50%は固定報酬のうち全体の7%部分と併せて自社株取得報酬として役員持株会へ拠出します。

また、個々の報酬決定については、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会の審議を経ることで、客観性と透明性を確保しています。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第74期定時株主総会において月額33百万円以内(うち、社外取締役は5百万円以内)と決議されており、監査等委員である取締役の報酬限度額は、月額5百万円以内と決議されています。

【社外取締役のサポート体制】

総務法務部より、社外取締役に対して、事前にと取締役会の議題、議案の内容等を連絡・報告しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
桜田 弘	相談役	経営に関するアドバイス等	非常勤・報酬有	2020/06/26	

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会は、経営方針や経営に関わる重要な事項についての意思決定を行うとともに、執行役員等による業務執行を監督します。また、執行役員等は、取締役会が決定した基本方針に従い、業務執行にあたり、執行機能の強化と効率性を確保します。さらに、経営の健全性・透明性を確保するために、取締役9名中4名を社外取締役とし、経営への監督機能の強化をはかっています。

なお、当社は取締役の指名・報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めることを目

的として、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」を設置しており、社外取締役4名(委員長:大村直司氏、國尾武光氏、庄村裕氏、石原昭広氏)および社内取締役1名(有馬資明氏)で構成しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記に記載の現状のコーポレート・ガバナンス体制において、経営及び取締役の監視・監査機能は十分に発揮され、業務の適正が確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に株主総会招集通知を発送するとともに、発送日より前にホームページ等で開示しています。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使に加えて、電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けに㈱ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	要約の英訳版は、招集通知発送日より前に当社ホームページで閲覧可能です。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイト上に公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象として適宜開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月・11月に決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報および決算情報以外の適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署:総務法務部・財務経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規定等に規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	コーポレート・レポート(ESG報告書)の作成・公開、地域行事への支援・参加
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理規定等に規定

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況につきましては、当社グループが健全で持続的な発展をするために、当該システムを整備し運用することは経営上の重要な課題であると考えます。そのため、当社は取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決定し、その構築を速やかに行うことにより、関連法規の遵守をはじめ、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、資産の保全をはかっております。また、当該システムの運用につきましては、コンプライアンス体制、内部監査、情報管理、リスク管理などの費用対効果を鑑み、より効率的に取り組むものとしております。当社が上記の体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

「内部統制システムの基本方針」

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 取締役および使用人が法令・定款を遵守し、企業理念に基づく倫理的行動ができるよう「企業倫理規定」および「行動規範」を定める。
- (2) 事業に適用される法令等を識別し、関連部門に周知徹底することにより、法定要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会(以下、CR委員会という)を設置しコンプライアンス体制の維持・向上と教育を実施する。
- (3) コンプライアンス違反に対するホットライン(社内通報制度)を充実させ、通報者が不利益を被らない体制を整備する。
- (4) 財務報告については、会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、適正性を確保するための体制を構築し、その整備・運用状況を定期的に評価・改善する。
- (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、社内規定等に基づき、警察や弁護士等外部専門家とも連携して、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る文書・情報等については、法令および社内規定に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、相当の期間、必要な関係者が閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

- (1) 事業目的に関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規定を整備し、平時における予防体制を整備する。
- (2) リスク管理の実効性を確保するためにCR委員会を設置する。
- (3) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に止める体制を整えることとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 毎月1回の定例取締役会開催のほか、臨時取締役会を適宜開催するものとし、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 取締役会の機能強化と経営効率を向上させるため経営会議を開催し、重要事項の報告を受け、討議を行う体制を整える。
- (3) 各事業部門等の責任者は、取締役会で決定した基本方針に従い、業務執行にあたり、執行機能の強化と効率性を確保する。
- (4) 業務運営については、組織に基づく職務分掌と職務権限を定め、適正に遂行されるよう整備するとともに、指揮・報告ルートを定める。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (1) 当社グループ共通の企業理念、ビジョン、行動規範からなる「Futaba Way」を制定し、当社ならびに子会社の役員および使用人に周知徹底を図る。
- (2) 関係会社管理規定を定め、事業活動の定期的な報告を受けるとともに、重要な事業案件についての事前協議・決裁を通して、当社グループ各社の経営管理を行う。
- (3) 本社担当部門はグループ各社の自主的経営を尊重しつつ、事業部門と連携し、グループ各社の経営施策と効率的運営を実施させるため適宜指導・支援を行うものとする。
- (4) 内部監査担当部門は、当社グループ全体に関する内部監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、内部監査担当部門および総務担当部門に置くものとする。また、当該使用人の職務内容は監査等委員会との適正な意思疎通に基づき決定する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動については、監査等委員会と事前協議するものとする。

7. 当社ならびに子会社の役員および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

- (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項またはコンプライアンスに違反する行為等についての報告体制を整え、その適切な運用を維持することにより、監査等委員会への報告体制を確保する。
なお、報告者に対しては、報告したことを理由として不利な取扱いを受けない体制を整備する。
- (2) 監査等委員会は、必要に応じていつでも取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人に対して報告を求めるとともに、重要な会議への出席およびそれらの議事録等の重要書類の閲覧を求めることができる。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- (1) 代表取締役と監査等委員会は相互の意思疎通を図るため定期的な会合を開催する。
- (2) 監査等委員会は監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等外部アドバイザーを任用できる。

(3) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づき費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が監査等委員の職務の執行に必要ではないと証明した場合を除き、速やかに処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記「内部統制システムの基本方針」1.(5)に定め、これに基づき対応しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 決定事項

重要な決定事実については、原則として毎月1回開催する取締役会において決定するほか、必要に応じて適宜取締役会を開催することにより速やかな決定を行っております。決定された重要事実については、情報取扱責任者が開示対象となる情報(以下、「開示対象情報」という)を適切に識別し、東京証券取引所の定める有価証券上場規程ならびに金融商品取引法や関係法令、規則などにに基づき、適時開示に該当する場合には、速やかに情報取扱担当(総務法務部)を通して適時開示を行い、その後、総務法務部は当該情報を公表すると共に、当社ホームページに公表資料を掲載するなど、情報開示の徹底をはかっております。

(2) 発生事実

重要事実が発生した場合、当該事実が発生したことを確認した部署から速やかに所属するセンターの管理部門に情報が集約され、センター長に対して報告がなされます。その後センター長から報告を受けた情報取扱責任者を中心に関係部署が当該情報の内容検討を行うと共に、適時開示に該当する場合には、上記「決定事実」と同様の手続きにより速やかな情報開示の徹底をはかっております。

(3) 決算に関する情報

四半期決算を含め、経理担当部門が作成した財務諸表について取締役会が承認、または会計監査人・監査等委員会の監査を経て取締役会が承認した場合、もしくは、業績予想の修正や配当予想の修正などの開示対象情報が発生した場合についても、上記「決定事実」と同様の手続きにより速やかな情報開示の徹底をはかっております。

(4) その他

当社は子会社の開示対象情報についても情報開示の徹底をはかると共に、適時開示の義務がないとされる情報についても、投資家の投資判断に影響を及ぼすと認識したものについては、上記「決定事実」と同様の手続きで公表しております。

また、上記重要事実に係る情報については、社内規定を制定し、関係部署・関係者に対し管理の徹底をはかっております。

【参考資料:コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

